

令和2年度食材王国みやぎ商品ブラッシュアップ専門家派遣事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、宮城県（以下「県」という。）が行う「食材王国みやぎ商品ブラッシュアップ専門家派遣事業」（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 本事業は、県内外食品市場の販路開拓を目的とした加工食品の商品開発・改良及び広報・営業力向上（以下「商品力向上」という。）に知見を有し、指導・助言が可能な専門家を個別に被災中小食品製造事業者等（以下「支援対象企業」という。）に派遣し、商品力向上に関する課題の解決に向けた指導・助言を行うことを通じて、支援対象企業の商品開発・改良等による販路開拓を支援することにより、被災した県内食産業の復興促進を図ることを目的とする。

(事業の実施体制)

第3 本事業のうち、支援対象企業の募集に係る業務は県が行う。

2 支援対象企業の選定に関する業務及び専門家の選定と派遣に関する業務については、その一部を委託することとし、委託業務の仕様及び委託先の選定方法については別に定める。

(支援対象企業の要件)

第4 本事業において支援対象企業となりうるのは、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 加工食品を製造又は販売する食品製造事業者等

(2) 県内に主たる事務所又は工場を有する者

(3) 次のいずれかに該当する者

イ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者

ロ 事業協同組合、事業協同小組合又は企業組合

ハ 商工組合又は協業組合

ニ 水産加工業協同組合

ホ 農事組合法人

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、宮城県の食産業の振興を図る事業実施主体として知事が適当と認めたもの

(4) 県内外の食品市場への販路開拓を目的とした商品開発又は改良を目指す者

(5) 本事業の支援を受ける目的及び成果目標を明確にしている者

(6) 商品力向上アドバイザーの派遣により、支援の効果が期待できる者

(支援の申込)

第5 専門家の派遣を希望する事業者は、別に定める期日以内に、派遣申込書（様式第1号）を県に提出するものとする。

(支援対象企業の決定)

第6 県及び第3に基づき業務の一部を受託した者（以下「受託者」という。）は、申込みがあった事業者に対し、派遣要望に関するヒアリングを行い、課題の抽出及び解決策を示した支援計画を作成するものとする。

なお、必要に応じて、申込者に対する予備審査を実施することがある。

(セミナー)

第7 支援対象企業として専門家の派遣の決定を受けた者は、派遣開始に先立って県が開催するセミナーを受講するものとする。

(専門家)

第8 本事業における専門家は、次の各号の者とし、県と受託者で決定するものとする。

(1) 商品力向上アドバイザー

支援対象企業に対し、加工食品の商品開発・改良及び広報・営業方法等の知見を有し、指導・助言が可能な者

(2) 企画プロデューサー

支援対象企業に対し、課題の抽出及び解決策の方向性を示すとともに、課題解決に最適な商品力向上アドバイザーを選出する者

(派遣する専門家の決定)

第9 県と受託者は、支援対象企業からの申込内容を踏まえ、課題の解決のために指導・助言のできる者を専門家として選出し、派遣するものとする。

(派遣する専門家の変更)

第10 県と受託者が、支援対象企業に対する専門家の指導・助言内容と課題解決に必要な指導・助言内容が合わないと判断したときは、県及び受託者が協議の上、派遣する専門家の変更をするものとする。

(指導・助言分野)

第11 本事業において指導・助言する分野は以下のとおりとする。

(1) 指導の分野

商品コンセプト設計、マーケティング戦略、市場ニーズ・トレンド、ターゲットの設定、原価管理・価格設定、原材料（食品添加物等）、広報戦略、商談テクニック

(2) 助言の分野

レシピ開発、ネーミング開発、パッケージ・ラベル開発、知的財産の取得・管理、ウェブサイトの活用

なお、加工及び製造技術の分野は指導・助言の対象外とするほか、具体の販売先等の紹介も対象外とする。

(派遣期間等)

第12 専門家の派遣期間は、事業年度内とし、派遣時期及び派遣回数は、県と受託者が支援対象企業の状況に応じて決定するものとする。

(訪問記録の提出)

第13 専門家及び支援対象企業は、指導1回毎に、確認書（様式第2号）を作成し、県に提出するものとする。

(実施報告書の提出)

第14 専門家は、指導1回毎に、実施報告書（様式第3号）を作成し、県に提出するものとする。

(事業実施に要する費用)

第15 専門家の派遣に要する費用は県の負担とする。ただし、専門家に対して、パッケージ開発及びウェブサイト制作等を依頼又は委託契約等する場合、それらに係る費用は、支援対象企業の負担とする。

(活動報告会の実施)

第16 通年型支援の支援対象企業は、事業年度末に開催する活動報告会に必ず出席し、本事業における活動状況を説明することとする。

(専門家の守秘義務)

第17 専門家は、指導・助言を行う上で知り得た支援対象企業の企業秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(商品の販売実績)

第18 支援対象企業は、本事業において取り組んだ商品について、県から販売実績等について問い合わせがあった場合はできる限り応じることとする。

(その他)

第19 この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は、令和2年3月19日から施行し、令和2年度予算に係る事業に適用する。